

## 超大型企業の取り扱いに関するS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの相談 – 結果

ニューヨーク、2026年6月4日：S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス（以下、「S&P DJI」という）は、超大型企業に関連する[S&P 米国株価指数メソドロジー](#)及び[ダウ・ジョーンズ米国トータル・ストック・マーケット指数メソドロジー](#)（総称して「関連指数ファミリー」という）の変更の可能性に関して市場関係者と[相談](#)を行いました。

指数委員会は今回の相談に関して、参加いただいた市場関係者に感謝申し上げるとともに、フィードバックをいただいた全ての回答者にお礼申し上げます。

S&P DJIの指数委員会は、各指数がその目的を果たし続けられるよう、市場動向を継続的にモニタリングし、必要に応じて指数メソドロジーの見直しを検討しています。

市場参加者との相談は、メソドロジーの変更が必要または適切であるかどうかに関してフィードバックを求めるために、指数委員会が市場参加者及びその他の利害関係者から意見を募る主要な手段であり、メソドロジーの見直しの可能性を評価することを目的としています。また、相談は、一般の方が意見を提供する機会でもあります。このプロセスは、指数委員会の独立性を維持し、潜在的な利益相反を効果的に軽減するとともに、透明性及び公平性を確保するように設計されています。

指数委員会では、相談に関して受領した全ての回答を慎重にレビューします。指数委員会は全ての回答をレビューし、検討するものの、相談の一環として提供されたコメントまたは情報に拘束されるものではありません。

### S&P 500、S&P 中型株400指数、及びS&P 小型株600指数に関する相談の結果

S&P DJIの指数委員会は、市場への影響をレビューするとともに、幅広い市場参加者から寄せられた回答を検討した結果、超大型企業の取り扱いに関するS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの相談の結果として、S&P 500、S&P 中型株400指数、及びS&P 小型株600指数の適格性基準（財務の健全性基準、新規株式公開（IPO）後に指数に追加されるまでの期間、浮動株修正係数（IWF）の最低要件などを含む）の変更は行わないものとします。したがって、この指数ファミリーの現行メソドロジーに変更はありません。

S&P DJIは、超大型企業に対する財務の健全性基準、IPO後に指数に追加されるまでの期間、及びIWF要件の適用除外措置について、時価総額だけに基づいてこれらを認めるべきではないと判断しました。提案されていた適用除外措置を採用しないという決定により、これらの重要な要件を継続して適用することで、指数の基本原則が維持されることとなります。これらの適格性要件を厳格に遵守することと、市場全体を幅広く代表することの間には、トレードオフが存在する可能性があるものの、現行メソドロジーは市場全体を十分にカバーするとともに、適切なセクター・バランスを提供しています。したがって、各指数は、米国株式市場の代表性と投資可能なベンチマークとしての役割を維持しつつ、その目的を引き続き満たすことができます。

以下の表は相談の結果を要約しています。

メソドロジー		
変更案	現行	結果
IPO後に指数に採用されるまでの期間を、12ヵ月から6ヵ月に短縮する	<p>新規株式公開銘柄は適格取引所で少なくとも12ヵ月売買された後に、指数への追加が検討される。</p> <p>既存の構成銘柄からのスピノフまたは現物分配については、S&amp;P コンポジット1500指数への採用まで12ヵ月の期間を経過する必要はない。</p> <p>非適格取引所から移行する企業、経営破綻から脱却する企業、指数目的のためにS&amp;P ダウ・ジョーンズ・インデックスが米国に本拠地を置いていると新たに指定する企業、不適格な組織構造から適格な組織構造に転換した企業、または不適格なシェア・タイプから適格なシェア・タイプに転換した証券については、適格な米国証券取引所で12ヵ月間の取引実績を有していなくても、指数への追加に適格となる。</p>	変更なし
超大型企業については、浮動株修正係数（IWF）の最低要件を免除する	<p>指数への追加に適格であるためには、銘柄のIWFが少なくとも0.10である必要がある。</p> <p>企業レベルの合計時価総額基準を満たしている企業は、証券レベルの浮動株調整後時価総額（以下、「FMC」という）基準も満たしている必要がある。証券レベルの浮動株調整後時価総額基準は、それぞれの指数における企業レベルの最低合計時価総額基準の少なくとも50%である。</p>	変更なし

<p>超大型企業に対する財務の健全性基準の適用除外</p>	<p><b>S&amp;P コンポジット1500</b>指数：継続事業による一般会計原則（GAAP）ベースの純利益が、以下の両方で黒字である必要がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直近の四半期、及び</li> <li>○ 直近の連続4四半期の合計</li> </ul> <p>ルールに対する例外：上記の基準に対する例外を以下にまとめる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>S&amp;P コンポジット1500</b>指数の1つのコンポーネント指数から別のコンポーネント指数への移動は、財務の健全性、流動性、またはそれぞれの指数における企業レベルの合計時価総額基準の50%などの適格性基準を満たす必要はない。</li> <li>● 現在の<b>S&amp;P コンポジット1500</b>指数の構成銘柄からスピノフされた企業は、外部から指数に追加される場合の基準を満たす必要はない。</li> <li>● <b>S&amp;P コンポジット1500</b>指数の非構成銘柄が<b>S&amp;P コンポジット1500</b>指数の構成銘柄を買収した場合、適格性基準の全てを完全に満たさなくても、合併に該当する事項に標的企業の株主に株式を発行する買収企業が含まれる場合、またその銘柄の追加により売買回転率が抑えられ、市場ベンチマークとしての指数代表性が強化されると指数委員会が判断した場合、その銘柄は指数委員会の裁量で<b>S&amp;P コンポジット1500</b>指数に追加される場合がある。</li> </ul>	<p>変更なし</p>
-------------------------------	--	-------------

## S&P トータル・マーケット指数 (TMI)、S&P コンプリーション指数 (CI)、及びダウ・ジョーンズ 米国トータル・ストック・マーケット指数 (TSM)

S&P トータル・マーケット指数 (TMI)、S&P コンプリーション指数 (CI)、及びダウ・ジョーンズ  
米国トータル・ストック・マーケット指数 (TSM) は広範な市場指数であり、投資ユニバースを代表  
することを目的としています。以下の変更を適用します。

変更案	メソドロジー	
	現行	結果
超大型企業の分類	--	--
浮動株修正係数 (IWF) –  S&P トータル・マ ーケット指数	指数への追加に適格であるためには、銘柄のIWF が少なくとも0.10である必要がある。現在の構成 銘柄にはIWFの最低要件はない。	指数への追加に適格であるためには、銘柄は以 下のいずれかを満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>銘柄のIWFが少なくとも0.10である、ま                たは</li> <li>参照日時点で、S&amp;P トータル・マーケ                ット指数の時価総額ランキングで上位                100社目の企業レベルの時価総額合計の                10%と同等またはそれ以上の浮動株調                整後時価総額を有する。</li> </ul> 現在の構成銘柄にはIWFの最低要件はない。
浮動株修正係数 (IWF) –  ダウ・ジョーンズ 米国トータル・ス トック・マーケッ ト指数	指数への追加に適格であるためには、銘柄のIWF が少なくとも0.10である必要がある。現在の構成 銘柄にはIWFの最低要件はない。	指数への追加に適格であるためには、銘柄は以 下のいずれかを満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>銘柄のIWFが少なくとも0.10である、ま                たは</li> <li>参照日時点で、ダウ・ジョーンズ米国                トータル・ストック・マーケット指数                の時価総額ランキングで上位100社目の                企業レベルの時価総額合計の10%と同                等またはそれ以上の浮動株調整後時価                総額を有する。</li> </ul> 現在の構成銘柄にはIWFの最低要件はない。

アップデート後の浮動株修正係数 (IWF) の適格性要件を満たすIPO銘柄は、ファースト・トラッ  
ク・エントリー (指数への即座の追加) に適格となります。ただし、当該企業が適用されるその他の  
ファースト・トラック基準もすべて満たしていることが条件となります。ファースト・トラック・エ  
ントリーの判定は、適格な取引所における初日の終値を用いて行われます。S&P ダウ・ジョーンズ・  
インデックスが、ファースト・トラックによるIPO銘柄の指数への追加が適格であることを公表する  
と、当該銘柄は5営業日の予告期間をもって指数に追加されます。IPOファースト・トラック・エン  
トリーの詳細については、関連する指数メソドロジーを参照ください。

## 超大型企業のIPOのロック期間終了後における浮動株の市場放出

相談に対する回答者は、ロックアップ株式の解除に伴う浮動株比率の引き上げを、企業ごとの状況に応じて、段階的に、または適切な場合には複数回に分けて実施することを支持しました。

S&P DJIは、公表されたメソドロジーを原則的な取り扱いとして適用します。ただし、指数委員会のガバナンスの枠組みに従って、指数委員会は特定の状況において、市場への影響を抑え、指数の複製可能性を支援し、円滑な実施を促進するため、IPOのロックアップ期間終了後の浮動株比率の引き上げの実施において裁量権を行使する場合があります。その際には、指数イベントの規模や実施スケジュールなど企業固有の事情を考慮します。

そのような決定を行う場合には、可能な限り事前に通知します。

## 影響を受ける指数

指数の名称	指数コード
S&P トータル・マーケット指数 (TMI)	SPTMI
S&P コンプライション指数 (CI)	SPCMI
ダウ・ジョーンズ米国トータル・ストック・マーケット指数	DWCF

企業が上記の指数に採用されている場合、当該企業は、上記指数を指数構築時のユニバースとして使用する派生指数への採用に適格となる可能性があります。例えば、派生指数には、影響を受ける指数から派生した規模別指数、セクター別指数、スタイル別指数、ファクター別指数、サステナビリティ指数などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。適格性及びタイミングに関する詳細については、各指数のメソドロジーを参照ください。

## 実施時期

S&P DJIは、S&P トータル・マーケット指数 (TMI)、S&P コンプライション指数 (CI)、及びダウ・ジョーンズ米国トータル・ストック・マーケット指数 (TSM) に対する上記のメソドロジーの変更を実施する予定であり、変更は**2026年6月8日 (月)** の市場開始前に有効となります。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに関する詳細については、[www.spglobal.com/spdji](http://www.spglobal.com/spdji)をご覧ください。

## S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスについて

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数ベースのコンセプト、データ、及びリサーチを提供する世界最大のグローバル・リソース企業であり、**S&P 500®**及び**ダウ・ジョーンズ工業株平均®**といった金融市場の代表的指標を算出しています。当社の指数に基づく金融商品に投資される資産額は、世界の指数プロバイダーの中で最大規模となっています。チャールズ・ダウが**1884年**に初めて指数を発明して以降、**S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス**は、広範なアセット・クラスをカバーする指数を開発しており、これにより投資家が市場を測定し、売買する方法を定義することが可能となっています。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、**S&P グローバル (NYSE: SPGI)** のグループ会社であり、個人、企業、及び政府が確信を持って意思決定を行う上で不可欠な情報を提供しています。詳しい情報については、[www.spglobal.com/spdji](http://www.spglobal.com/spdji)をご覧ください。

詳しい情報については、以下にお問い合わせください：

**S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス**

[index\\_services@spglobal.com](mailto:index_services@spglobal.com)